

名古屋学芸大学における

研究活動における不正行為及び研究費の不正使用に対する通報窓口

名古屋学芸大学における研究活動における不正行為及び研究費の不正使用に対する通報窓口を下記のとおり設置します。

【通報窓口】

学外弁護士事務所（弁護士法人住田法律事務所）

住 所： 名古屋市中区丸の内二丁目 1-36 NUP・フジサワ丸の内ビル6階

電 話： 052-221-1923

F A X： 052-221-1924

メールアドレス： sumida-masao※sumida-law.jp （※は@に置き換えてください）

【対 象】

- ・研究活動における不正行為（捏造・改ざん・盗用）に関する事
- ・研究費の不正使用に関する事

【受付方法】 書面、電話、FAX、電子メール、面談（電話による受付時間： 午前9時～午後5時）

※ 匿名の場合は受け付けることができません。ただし、通報者は氏名等の秘匿を希望することができます。

【留意事項】

- ・通報された情報は、必要な調査を行うためだけに使用し、それ以外の目的に使用したり、公開したりすることはありません。また、通報者は、通報したことを理由として、不利益な取り扱いを受けることはありません。
- ・調査の結果、悪意（被通報者を陥れるためもしくは、被通報者が行う研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの損害を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。）に基づく通報を行ったことが判明した場合は、通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることがあります。